

甲南大学クルージング部 OB会会則

第一章 総 則

- 第一条(名称) 本会は甲南大学クルージング部OB会と称す。
- 第二条(目的) 本会は甲南学園の教育理念と海洋精神に基づき会員が一致団結してクルージング部強化の為に助言援助を行なうことをもって母校の発展向上に寄与し、かつ会員相互間の親睦をはかることを目的とする。

第二章 事 業

- 第三条(事業) 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。
1. クルージング現役への協力、指導、後援、育成。
 2. 合宿遠征、その他部活動の諸経費の一部負担。
 3. 機関紙名簿その他の発行。
 4. 親睦会他本会の目的の達成の為に必要と思われる各種事業。
 5. その他本会の設立趣旨に沿うこと。

第三章 会 員

- 第四条(会員) 1. 本会は甲南大学クルージング部OB並びにその援助貢献者をもって構成しそれぞれ正会員、特別会員とする。
2. 本会員は第二条の目的の為にここに一致協力を誓約す。
3. 本会への加入退会については会長に届出をし幹事会の承認を得るものとする。

第四章 役 員

- 第五条 (役員と職務)
1. 本会には次の役員を置く。

会長	1名	会を代表し会務全般を統括する。
副会長	若干名	会長を補佐し、その職務を代行する。
幹事長	1名	会長の命を受け会務を処理し事業の企画、遂行にあたりと共に幹事会を開催し、これを運営する。
副幹事長	若干名	幹事長を補佐し、その職務を代行する。
幹事	若干名	幹事長の命を受け、それぞれ担当する事業の責任者たるものとする。
顧問	1名	甲南大学クルージング部、体育会顧問にこれを委ねる。
相談役	若干名	本会の目達成の為に指導、助言をする。
 2. 会長は総会において正会員の中より選出する。
 3. 副会長、幹事長、副幹事長は正会員の中より会長が委嘱する。

4. 幹事は正会員の中より幹事長が委嘱する。
5. 各事業担当幹事は事業の遂行にあたって会員の中より必要なだけの人数の担当者を委嘱する。
6. 役員の任期は原則として1月1日より翌年12月31日までの2年とする、但し再任を妨げない。

第五章 機関

- 第六条（総会） 1. 定時総会は毎年1回又は2回会長がこれを招集し会長の出席をもって行なう本会最高の決議機関とし、次の事項を行なう。

- (1) 会長の任免。
 - (2) 幹事会で立案した会則の変更、承認。
 - (3) 年次、事業計画の承認及び事業報告。
 - (4) 収支、予算及び決算の承認。
 - (5) 重要事項の決定と承認。
2. 臨時総会は、幹事会の決議により随時必要な時、開催することが出来る。

第七条（幹事会）

1. 幹事会
 - (1) 幹事長の召集のもとに随時開催することが出来る。
 - (2) 構成員は会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、相談役とする。
 - (3) 幹事会は会の運営に関する事項を立案討議し、決定する。
 - (4) 幹事会は分科会を随時設置することが出来る。

- 第八条（決議） 1. 上記各会は出席者(含む委任、代理)の過半数をもって可否を決定する。

第六章

- 第九条（会計） 1. 本会の諸経費は年会費、寄付金、事業収入その他の収入をもって支弁する。
2. 本会の年会費は一人年間 5,000円とし各卒業年度別に1名が順番に徴収業務を行ない会計幹事がこれを統括する。
3. 本会の出納業務は幹事長(正、副)のもとで会計幹事がこれを行なう。
4. 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日までとする。
5. 会計担当幹事を除く幹事の内2名が年1回会計監査を行なう。
6. 正当な理由がなくて会費の滞納が長期にわたる者は幹事会の決議により、当会より除籍することが出来る。

附則 本会々則は61年1月1日よりこれを実施する。